

○議長 内海 猛年君

次に9番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

9番、妹川です。議場内におられます皆様、おはようございます。では、通告書に従って説明をしていきます。

件名1、老人憩の家の廃止について。

町内3か所の老人憩の家は耐用年数22年を大幅に超え、建築後45年が経過しています。老朽化が目立ち、大規模な地震が発生した場合、倒壊する危険性が高いとも言われています。建て替えについては平成18年度より財政シミュレーションの中にある大型事業一覧表に毎年表記されており、いつ建て替えが実現するのかと待ち望んでいる町民、利用者は多いです。平成30年に374万円が予算化され、令和2年3月に老人憩の家の基本構想が策定され報告されました。しかし、本年9月議会の全員協議会で配付された資料には、令和11年3月末をもって老人憩の家の廃止の方針が示されました。それは目を疑いたくなる内容であり利用者、町民の期待に180度背を向ける非情なものでありました。これまで町や社会福祉協議会が行ってきた老人憩の家の利用者のアンケート調査では、利用者の一定の満足が確認されていたにもかかわらず、唐突感が否めません。というのも町長は令和元年6月議会の施政方針の中で、町長選立候補にあたり掲げたマニフェスト8項目について所信を述べられました。その一つに「老人憩の家の建て替え計画の策定を進める」と明言されています。さらに令和2年3月議会での施政方針では、老人憩の家の見直しに向け令和元年度に策定を予定している老人憩の家基本構想で示す複数案を基に最終的な案の絞り込みを行うと力説されています。第6次芦屋町総合振興計画にも同じように記述されています。したがって建て替えが進められるものと期待していましたが、今回突如として方向転換する廃止案が出され、町民や利用者は困惑しているのではないのでしょうか。今日はそのことを念頭に置いて質問を始めます。先日の川上議員の質疑と異なる点があるかと思いますが御了承ください。

要旨1、老人憩の家の基本構想と老人憩の家廃止案との整合についてですが、私は、議員の皆さんもお持ちかと思いますが、この老人憩の家、これ何と「374万円」なんです。それで御手元にこの資料の2ページ分だけですけど御手元に配付しておりますので、それを御覧になってください。それで福祉課長に読み上げていただきたいんですが、その箇所4行目から6行目まで何と記載されていますか、お願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

記載していることをということですので4行目から読み上げさせていただきます。「加えて、駐車場がなく、バリアフリー化がされていないため、高齢者が利用するには、利用しづらい状況となっており、利用者が減少している要因の一つとなっています。更に今後の高齢者福祉に着目した場合、健康、介護予防、生きがいつくりなど健康寿命の延伸と地域共生社会の実現を図るには、住民同士の支えあいなど、地域福祉による地域づくりが重要となります。」

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

ありがとうございます。

今、最初に読まれた文章を、今の文書を見られて課長はどのように感じられますか。課長は町の説明ではですね、「町の廃止案は、廃止の理由の一つに新規事業者の獲得ができていない。また、利用者が固定化しており稼働率が低下している。」と書かれていますけど、今の文章を4行ほど読んでいただいて、どのように感じられますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

こちらの基本構想は、当時建て替えをするための材料とするために作成したものでございまして、こちらに最初の4行目からの見ると、現状の老人憩の家の分析でございます。次の6行目からの「更に」といきますと、こちらは地域共生社会というのは国が進める「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障害者、児童、生活困窮者を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会のことでございます。基本構想についてはこの概念を記載しているものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私の質問はですね、このように基本構想に書かれてる内容についてどう思われますかということ聞いております。私は基本構想の4行、6行目までについてはですね、非常にね、真つ当な内容が書かれてるわけですね。そして、基本構想は「住民福祉の向上と将来的な財政負担を見据え、老人憩の家の建て替え計画を提案する」と記されていますね。現在、老人憩の家は全国的に減少する中、芦屋町は今日まで長きにわたって無料の老人憩の家を運営してきたことに誇りを持

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

っていいのではありませんか。建替え計画は現行踏襲型と多世代利用型として現状の課題を解消しつつ、芦屋町公共施設総合管理計画における公共施設などのマネジメントに基づき、延べ床面積25%削減するとしています。建て替えのパターンは4通りとして挙げていますが、どのようなものが簡潔に説明してください。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

妹川議員から配付されました、この資料に基づき説明させていただきますと、2ページ目のほうに建替え計画のパターンということで示されております。この当時、基本構想をつくったときに提案された案としましては、整備パターンとしましては現在と同様に3つの施設を建て替える現行踏襲型、老人憩の家、芦屋部と山鹿部にそれぞれ建設する2施設型、若者から高齢者の多世代が利用できるものとして芦屋町に1か所設置の1か所複合型、多世代利用のコンパクト型を山鹿部にも設置する2か所複合型、こちらの4パターンが提案されております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

ありがとうございます。では、企画政策課長にお尋ねします。芦屋町公共施設等総合管理計画による建物の延べ床面積は何平米ありでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

延べ床面積についてお答えいたします。芦屋町の公共施設等総合管理計画にあります建築系公共施設の総延べ床面積は、令和元年度決算で112万108平米となっております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

え、今なんて言われました。11万7,000じゃないとですか。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

大変失礼いたしました。先ほど112万と申し上げましたが、11万2,108平米の間違いでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

じゃあ——、老人憩の家の3か所の建物の延べ床面積は幾らでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

こちら令和元年度決算でお答えさせていただきますが、老人憩の家3施設の合計延べ床面積は1,179平米です。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

憩の家の延べ床面積3か所合わせて、芦屋町の公共施設全体の僅か1%ですね。施設削減の必要性は理解はしますけれど、憩の家は公共施設全体の1%の議論にすぎず、殊さら廃止案を持ち出すことではない。廃止の理由付けにならないということは論をまたないのではないのでしょうか。老人憩の家基本構想策定後から工事施工・整備までの年度ごとのスケジュールはどうなっていたのでしょうか、お願いします。プリントの3ページに書かれていますので御覧ください。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それでは3ページに書いてあることを読み上げます。「老人憩の家の見直しについて」ということで令和元年度、失礼しました。こちらは令和元年度第2回定例会の民生文教常任委員会の資料になってます。そのときに出した資料としまして、「令和元年度基本構想の策定、令和2年度基本計画の策定（予定）、基本設計（予定）、令和3年度基本設計・実施設計（予定）、令和4年度工事施工・整備（予定）」というふうになっておりました。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今、読んでいただいた、また、皆さん御覧になってですね、基本構想のスケジュール及び町長の施政方針どおりに進んでおれば、今年度中、または来年度中には新築が完成することになっていたはずですね。本当に残念です。なぜこのようにならなかったのか、まあ、いろいろ理由があるでしょうけれど――。

要旨2、町及び社会福祉協議会が行った住民アンケート調査についてお尋ねしますが、憩の家廃止の理由として8項目が示されています。議員の皆さんはその資料を全員協議会でいただいたものですから、ぜひですね、順次読んでいただいたと思います。

まず廃止の理由として「建設の限界及び既存使用者の高齢化による利用者の減少」とされていますが、その中の文章は「憩の家は建築後50年近く経過しており老朽化が目立ち建物そのものの寿命が限界に来ており、大規模な地震が発生した場合倒壊する危険性が高い。」と記されています。そのことが早く分かっておりながらなぜ基本構想に従って2年、3年、4年、建て替えなかったのでしょうか。財政シミュレーションの大型事業一覧にもですね、老人憩の家の建て替えは平成18年度より毎年表示されていたではありませんか。それから既に19年が経過してるんですよ。このような文面は町自身の無策と怠慢ぶりを明らかにしたようなものではありませんか。また、修繕費用についての説明においては、7年間で534万7,000円が計上され経費負担となっていると分析していますが、耐用年数が2倍以上の木造建物であるため修繕などが増大するのは至極当然ではありませんか。

利用者の声を少し紹介しますが、半世紀も頑張ってきた憩の家はきちんと衛生上管理されています。また、整理整頓されています。建物が古いため様々な不具合があっても、利用者は憩の家に感謝、感謝と言いながら我慢して利用されてるんです。現在コロナ発生以降、利用者は激減しており、また、隔日風呂であるため、利用者はますます減少している状況です。それでも、令和5年11月16日時点の利用者名簿人数は町の説明では3か所合計100名程度とこう明記されてますけど、正確に言えば290名なんです。町は、憩の家の現状と利用者の切実なる声を考慮せず、建物の限界とか利用者の減少とかいう一見もっともらしい理由を一括りにして、廃止の理由付けにしているのではないかと利用者の不安の声があります。その点についてどうお答えになりますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今いろいろ御説明ありましたが、確かに今、利用されている方につきましては大変、将来的に苦勞されるところもあると思いますが、こちらの老人憩の家の建て替えを廃止したのは今言った老朽化だけの話ではございませんで、様々な理由から総合的に判断したところでございます。9

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

月議会の全員協議会でも御説明いたしましたが、まず最新のアンケート結果、それと町内の公共施設の状況、今後の人口減少も含めてですが社会現象、それと将来にわたる財政負担、このあたりのものを総合的に判断しまして、今、現状の老人憩の家は廃止ということで提案させていただいております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

質問に的確に答えていただきたいと思います。

次に廃止の理由としてこのように書かれています。「憩の家におけるリスクの軽減」としてはありますが、その説明では「施設内の体調の急変と事故は、平成30年から令和4年までの5年間で入浴中の体調急変などで利用者が救急搬送される案件が4件、うち1件は亡くなられた。」として廃止の理由付けにしています。ところがですね、「自宅のお風呂に入浴するのが怖い。」という1人住まいの方の声に耳を傾け寄り添うことが福祉行政の基本ではないでしょうか。憩の家は利用者に見守られ独居死を防ぐ場所でもあるんですよ。私もそれ、体験しました。「救急車を呼んでください。」ということですね、本当に感謝されましたよ。それでリスクと言われてますけれど、これまで町は遺族から抗議されたり賠償を求められた事例がありますか。これをリスクというんですか。どうですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

私の知る限りでそういう話が出たのはありません。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

次に、廃止の理由として浴場の必要性について挙げていますが、その説明では令和4年12月に行った住民アンケートでは「現在の憩の家を利用したい」と回答した59人のうち約半数の29%が浴場利用を理由に挙げていますが、これは全体の回答515件のうち約5%であると分析してますね。また廃止の理由として、アンケートの項目内容に「現在の老朽化した3か所の老人憩の家にあなたは今後利用したいと思いますか。」わざわざね、説明して回答者の87.4%が「現状の施設の利用を望んでいない。」と結論付けて「現状の憩の家は大多数の町民にとって魅力や必要性を感じられない施設となっている。」と結論付けています。私はこの問いかけに呆れてしまって開いた口が塞がりませんでしたよ。それはどうしてかと言えばね、アンケートを回答する前に

わざわざね、「現在の憩の建物は老朽化しバリアフリー化されておらず、駐車場、高齢者の介護予防等の拠点として利用するのが難しい。」などのことをね、説明書きを設けているからですよ。先ほど課長から読み上げていただいた基本構想の文面ですね、本来建て替えるための課題を状況分析したはずですよ。それを廃止要件としてそのまますり替えて、回答者にマイナスイメージを植え付けようとしていることに驚きを禁じ得ませんでした。ぜひもう1回、執行部の皆さんも議員の皆さんもそこをしっかりと読んでいただきたいと思うんです。

また、年齢層が18歳から高齢者の1,500人を対象にしたアンケートはナンセンスですよ。そう思いませんか。10代から50代の234人中210名は「利用したいと思わない。」という回答になるのは当然ではありませんか。なぜならば「老人憩の家があることを知らない。」、「利用していない。」、「関係ない。」というたくさんの意見がはっきりとアンケート結果に出ているではありませんか。結局、回答者の87.4%が「現状の施設を望んでいない。」、「魅力や必要性を感じていない。」、「利用者の増加が見込まれない。」と結論付けていますが、信憑性に欠けたデータを基に廃止するための理由付けを意図的に列挙しているようなものではありませんか。家族型、つまり多世代利用型に関するアンケートであれば、多くの年齢層からとるのは当然であり自然なことですよ。老人憩の家に関する問題を多くの年齢層からとることで公明正大忠実なデータが出てくるはずではないでしょうか。しかも今回のアンケートでは、老人憩の家の基本構想の内容を全く示さず、廃止の結論に導くためのアンケートであることは誰が見ても一目瞭然ですよ。憩の家の利用者は建物が老朽化し、バリアフリーが整っていない中であっても、感謝しながら通っている方々ですよ。この利用者に対してこのような悪質極まりない質問は失礼ではないでしょうか。「独居生活で風呂洗いが体にこたえる。」との声、そういう悲痛な声が聞こえてきます。ましてや、自宅に風呂がない人たちもいることを福祉課は承知しているながら、憩の家を廃止することは健康で文化的な最低限度の生活を脅かすこと、それを真剣に考えてほしいものです。このような非情な項目をなぜ取り入れたのか。芦屋町の福祉行政に携わる人として心が痛みませんか。私は利用者の生活環境を目にしている者として、怒りさえ覚えてきます。なぜこのような質問項目を入れたのでしょうか。そもそも、アンケートというものは基本構想を策定する前にとるのが常識であり、令和元年の基本構想策定後の令和4年度にアンケートをとるというのはどういう意味ですか、釈然としませんか。また、廃止案は社協のデータや町によるアンケートの記述式の文面については言及せず、変更したアンケートの結果を基に令和11年度に廃止を表明するのは余りにもやり方は露骨で、そして稚拙で、ましてや行政の継続性を破棄した行為は行政怠慢としか言いようがありません。今回の廃止案は利用者や町民の理解を得られるどころか説得力のかけらもなく、行政に対する疑念や不信感を増幅すると思われまふ。福祉課がなぜこのような非情なアンケートを全くもってとったのか、全くもって不可解であること。また、町民の声があります。アンケート結果

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

をもって、福祉に向けて町民、利用者を導いていけると本当に思っていますか。利用者の声にどうお答えになりますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長 中西 新吾君

私のほうから答弁をさせていただきます。（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）いえ、はっきり理由を申し上げたいと思います。

公共施設の廃止統合には総論賛成が多くあるものの、各論になると様々な御意見があることはほかの自治体でもございます。老人憩の家についてもこれまで廃止、建て替えの協議を執行部でも行ってまいりました。建て替えの場合は構造や用途にもよりますが、鉄筋コンクリート造の場合は50年、木造の場合は24年の耐用年数となっており、一般的にはこの年数以上に利用が可能と解されています。このため、今利用されている年代のほか、将来利用される方の意向を確認する必要があります。このため住民アンケートを数回にわたり実施いたしました。

令和4年度に実施したアンケート結果から答弁しますと、「今後老人憩の家を利用しますか。」と聞いた設問では、先ほどからありますが87.4%の人が「利用したいと思わない。」と回答しています。これは老人憩の家設置後50年を経過する間に生じた住環境の変化、高齢者の余暇活動の多様化、介護保険制度の創設や介護予防のための取組の浸透等の社会環境の変化などによる老人憩の家設置当初の役割を全うしたことによって、利用ニーズが低下しているものと考えられます。

また、別の設問では浴場の利用についても聞いております。「日常の入浴で利用するための浴場を整備した場合、あなたは利用しますか。」と聞いたところ、「毎日利用する。」は5.8%であり、「たまに利用する。」が27.9%となっており、利用の意思がある方は33.7%となっています。一方で「利用しないと思う。」が29.8%、「ほとんど利用しないと思う。」が34.3%と利用に否定的な意見は64.1%となっており、否定的な意見のほうが倍に近い回答となっています。このように、町が浴場を設置しても将来にわたって利用を希望する人が少ないことから「浴場整備を有する新しい施設を必ずしも造らなくてはならないものではない。」と判断したところでございます。

また、ほかの設問では「老人憩の家を今後見直す場合、あなたの意見に最も近いものを教えてください。」と聞いています。そこでは「子どもから高齢者まで、すべての住民が利用できる施設として他の公共施設と複合化する」の意見が50.9%となっています。これも高齢者専用の施設に対するニーズがなくなっていることに通じています。

これらのアンケート結果を重く受け止めております。将来にわたる持続可能な自治体運営は、

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

今の私たちの責任であると考えております。利用者に不便をかけないため、老人憩の家の廃止は今すぐということではなく5年後としておりますので、その間に行政としても関連施策を検討していきますが、利用者の方の老人憩の家の廃止に合わせた対応を考えていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今の長々とした説明はですね、老人憩の家に関するアンケートであり、もしそういう形をとるならばね、そういう多世代利用型に関するアンケートをとるのはいいでしょう。それでね、老人憩の家とそういう多世代利用型の利用者に対するアンケートをね、ごちゃごちゃ紛れ込めてね、ガラガラポンで、400、500かな？540の——、440、410何名か、40%ぐらいしかなかった。そのアンケート結果を基にしたらね、それは正式な回答にはなりませんよ。おかしい。ちゃんとそういうことが分かっているならばね、なぜ5年、10年前に建て替えをしなかったかということ言ってるわけですから、今さらね、そういう問題を出してもらったら困りますよ。

「利用者の声にどうお答えになりますか。」という回答になってませんね。もう次に行きます。

また、廃止の理由としての説明文が「老人憩の家を配置しているのは郡内では芦屋町だけで、県全体でも芦屋町と嘉麻市の2市町村のみとなっており、浴場機能付きの憩の家は現代社会に不可欠なものではない。」と断定していますが、入浴料無料の老人憩の家を廃止した自治体でも、その後、多世代利用型の公衆浴場と複合した施設を設置している自治体は多いのではないのでしょうか。遠賀郡内はいかがですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

廃止したから建てたというものではないと思いますが、遠賀町と岡垣町にあります。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

水巻もありますね。水巻町は「天然温泉いちょうの湯」プロポーザル方式で民間経営。「町長、温泉が出てる、温泉が出ました。」。内海議員が平成30年に「温泉を掘って見たらどうか。」と言われましたが、残念です。56度のお湯が出てます。私、900円出して行きましたよ。でも、町内の方は格安です。岡垣町は「いこいの里」です。社協運営ですね。水巻は民間経営です。遠賀町

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

は「遠賀町ふれあいの里」。3つあるじゃないですか。もう芦屋町だけです。こういうことになったのは。公衆——、スーパー銭湯とか言うんでしょうかね、それがなくなったら町民の皆様嘆くんじゃないでしょうか。

私は入浴による健康増進に非常に効果的であることを少し紹介します。リラックス効果、ストレス解消、そして温泉効果により手や足元の末梢神経が拡張し、血行が促され筋肉や関節が柔軟になり、圧迫されていた血管が緩むと神経が開放されると、こういうような形であらゆる病気を軽減するなど入浴効果は大きいと言われてますね。それで介護施設、デイサービスでも入浴は健康寿命のため風呂入浴を進めています。また、利用者の方は医療費削減に努力していることも事実です。廃止案は多世代利用型も否定していますが、納得できないのは私だけではないでしょう。

今日ますます高齢化が増加する中であって、福祉課は孤立や孤独生活を解消し、また、独居死が生じさせない場所として、芦屋町は今日まで長きにわたって目指してきたのではありませんか。廃止案は生きがいと健康寿命の延伸に努力している利用者の生活権を奪うことにつながるのではないかと思います。さらには、住民主体のまちづくりを目指し、地域共生の実現を達成し、芦屋町に住んでよかったというまちづくりの理念に反するのではないかなというふうに思います。お答えいただきたいんですが、もう時間がありませんので、もうそれは省略いたします。

要旨3ですが、老人憩の家廃止案は、どのようなスケジュールに基づいて今後進めていかれますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今後は来年の2月に利用者に対する説明会を老人憩の家3か所にて行う予定としております。利用者の皆様には町の廃止案に御納得いただけるようお願いするものでございます。説明会でいただいた意見等を来年の3月議会の民生文教常任委員会で報告し、議員の皆様からも御意見を伺いたいというふうに思っております。その後、庁舎内でも情報を共有しまして、全員協議会で報告させていただきたいと思っております。その後は令和10年度末の廃止となりますので、令和10年度中に老人憩の家設置条例の廃止議案について上程することとなります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

利用者の方に諮るのは当然ですが、高齢者支援業務に関わっている包括ケア推進委員会とか、介護施設責任者の方とか、民生児童委員会とか、まあ区長会もどうでしょうかね。基本構想を示

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

した上で意見を述べていただきたいと思うんですよ。

そこで町長に伺います。いいですか。今回の突然の廃止案は選挙マニフェスト公約違反であり、町民に対する背信行為ではないかとの町民の声がちまたに聞こえてきます。町民や利用者の信頼を取り戻すため、町長はリーダーシップを発揮して初心貫徹の気概で廃止案を差戻し、老人憩の家基本構想に従って4パターンの中から絞り込みを行ってほしい。そして建て替えをスピーディーに具現化すべきではないでしょうか。町長の見解を簡潔にお願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

さっきからずっと妹川議員の御発言聞いておるんですが、ちょっとあっち行きこっち行きよく理解できない。やっぱり議会でこの問題については妹川議員も議員さんですから、十分この件についてはいろんな協議がされておると思います。それでですね、昨日、川上議員の一般質問に答弁したとおりでございます。将来に向けた費用負担がやはり大きな問題でございます。浴場付きのコミュニティー施設を運営している岡垣町、遠賀町も経常的に必要な維持管理費が非常に負担になっていると聞いております。その費用負担について必ず必要である施設であれば致し方ないと考えますが、芦屋町の公共施設は現時点では充足している状況です。公共施設です。老人憩の家だけの話ではないわけです。このようなことから、現時点では新たな公共施設の建設はしないとの結論に至っております。しかし将来的には、現在の様々な公共施設が老朽化を迎えて、建て替えを検討しなくてはならない時期が到来するものと思います。その際、改めてどのような機能を持たせるのかを含めて再度検討をしたいと考えております。今、お話ししたどのような機能を持たせるか。恐らく「何とかせい。」「建てれ。」とかいう大半の人がですね、私が知ってる限り「風呂を作ってくれ。」「風呂は必ずしてくれ。」ということがついてまいります。果たして風呂は必要なのか。家を建てる時必ず風呂は作る、アパートに変わるにしても必ず風呂は要りますよね。だからそれは、その人たちが何とかしなくちゃいけないというふうに私は思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

ぜひですね、町長もですね、このアンケートの——記述式の——記述式でたくさん書かれてるんですよ。こういう声がたくさんあります。ぜひね、裸のね、裸のお付き合い等もあるし、「家族となかなか話せない中で利用者の方々とコミュニケーションがとれる。」というような声もありますので、ぜひですね、それを読んでいただきたいと思います。

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

件名2、農業用水路に関する9月議会の答弁についてというところに進みます。

令和3年4月に発覚した用悪水路農業用水路無許可埋立て事件は、町は「官と民の問題」として捉え、許可なく埋立てを行った原因者の責任において原状復旧を求めています。にもかかわらず、本年9月議会で町長、副町長は「民と民の問題」との答弁を行いました。また、業者による原状復旧はなされておらず、今なお不法占拠が続けられています。

そこで伺いますが、要旨①不法投棄の定義についてです。

私は「埋立て業者が無許可で井戸を設置し、農業用水路を埋立てたのは不法投棄ではないか。」という質問に産業観光課長が「不法投棄というところがまだはっきりと答えることはできません。工事に入る前、周りにも同意を受けて行った工事である。」と答弁され、また、9月議会では「許可なく河川にごみや土砂などを捨てた場合」という私の質問に対して、浮田課長は「工事のために埋立てたのであり、不法投棄ではない。また、工事をするために土を入れたということになっている。罰則などについては特に確認などしていない。」との答弁でしたね。それで不法投棄の定義について伺うんですが、簡潔にお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それでは、不法投棄の定義についてお答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条において「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されております。この規定に違反して廃棄物を捨てることを不法投棄と言います。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

不法投棄といいますと、どうですか、浮田課長、「不法投棄と言います。」ということですか。あなたは「不法投棄でない。」と言ってたけど、それを撤回されますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

9月議会でもお答えいたしましたが、不法投棄とは「法令に反する処分方法等でごみを捨てる。」をいうことと考えられますので、工事施工のために土を入れたことが不法投棄に該当するとは考えておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

じゃあその土砂の中にですね、埋立てた土砂にしる何にしる、燃え殻とか建設残土とか廃プラ、コンクリート破片、瓦などのそういう廃棄物がまじっていた場合はどうなるかということなんですけども——、それ、調査されましたか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

調査は行っておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

聞いていないとはどういうことですか。町有財産が、町有財産が侵害されてるんですよ。だからそういう産廃のようなものが廃棄されてるかどうかなんてのは調べる義務があるじゃありませんか。どうですか。調べてみませんか。町の町有財産が侵害されて、そこに廃プラやら、そういう建設残土の中に産廃用のものが入ってたら、これは廃掃法どころか——、何ですか、産廃法違反になりますよ。調べてください。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

現状ではその予定は今のところありません。原状復旧のほうを今求めているところでございます。今のところ、まあ、以前よりお答えをしておりますが、工事施工のために周辺の同意を得て工事を行ったということですので、工事施工のために土を入れたことが不法投棄に該当するとは考えておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そしてね、ここに書いてあるようにね、あなたが言ったように、「周りにも同意を受けて行った工事」という発言もありましたね。周りの業者と周りの方の同意があれば町有地に、財産に埋立

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

てていいんですか。これは、町が許可するものではありません。勝手に業者と近隣の方が同意すれば、これが町が許可したというふうにはならないんですよ。その辺についてもですね、やっぱり考えていただきたいと思います。今、「調査をすることは考えてません。」と。ぜひ調査をしてください。町の責任でやってください。当然業者の方、事業者の方がすべきことでしょうけれど、町有財産ですからね。町のほうでやっていただきたいと思います。じゃあ次に行きます。

要旨2、用悪水路の原状復旧と再発防止についてです。

無断埋立てが発覚して2年8か月が過ぎようとしています。町は無断埋立ての某業者に対して工事許可申請書を出させ、町は工事許可証を7度にわたって発出していますが、現在、原状復旧はどのようなになっていますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

用悪水路の原状復旧の状況につきましては設置されていた取水柵の撤去は令和4年4月に完了いたしました。施工業者より申請されている掘削工及び撤去工につきましてはまだ着工されておりません。着工に必要な隣接者との調整が完了してないことが理由となっております。現在は調整が完了次第、着工ができるよう事業者から申請書が提出されているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今、隣接者の同意というかな、同意が得られてないということでしょうけど——。それで——、やはり早くね、これ解決しなければならぬと思うんですけど、某業者が無断で埋立てたことは反社会的行為であり、罰則もないということだったと思うんですが、「何らおとがめなし」という認識では農業用水路の維持管理を担当する課長としてね、問題があるんじゃないかなあと思うんですよ。だから隣接する土地所有者と業者と合意した——、ちょっとダブりますけれども、「この町有地財産を埋めていいか。」と。これは小学生でも分かるような話なんですよ。だから、これについては徹底して早く原状復旧をしていただくようにですね、お願いしたい。それで私が思うには町有財産を侵害している業者に対してね、原状復旧の工事許可ではなく町有地財産侵害の除去を、早急に請求する重要な内容であるがために、芦屋町の河川管理条例を適用して工事命令を出すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 内海 猛年君

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

その点につきましても前回の議会でも答弁させていただいたとおり、河川法については準用していない、行政財産として町有財産取扱規則、こちらで対応してまいりたいと考えております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

その今の規則には罰則規定がありますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

ございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

無断で埋めたら何もない。例えばですよ。子供が泥棒をして返せばいいというもんじゃないですね、私たち大人でも。やっぱり何らかの罰則があるじゃありませんか。あのね——、農業用水路を無断で埋立てて、そして撤去する方法もない。で、罰則もない。このような芦屋町行政では運営がなされないんじゃないですか。それで、再度、まあ以前も聞きましたが、法定外公共物である農業用水路は、いいですか、「法定外公共物である農業用水路は芦屋町河川管理条例の河川水路に該当しない。」というふうに1度お聞きしたようですけど、どうですか。「法定外」いかがですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

「用悪水路、こちらが河川法の、まあ要は適用を受けないのか。」っていうことでよろしかったでしょうか。以前もお答えしておりますが、法定外公共物でございますので、該当しないというふうに考えています。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

芦屋町河川管理条例というのは昭和44年に制定されていますね。しかし「芦屋町河川管理条例に該当する河川や水路はない。」というふうに都市整備課の見解を最近受けています。しかも今、御答弁があったように「農業用水路も該当しない。」ということであれば、昭和44年当時、「対象となる川、農業用水路は水路じゃないので該当しない。」ということであれば、何のために条例を制定したのか、私、理解に苦しみます。法令、条例を遵守する所管課として、この条例が制定された経緯や背景について都市整備課長、調査をされましたか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

まずその河川とその水路というところの定義をちょっとお話しさせていただきたいと思うんですよ。河川というのは、古より流れる自然な水の流れ、遠賀川とか西川とか思い浮かべていただいたら分かるかと思います。一方で水路といいますのは、そのような今、申し上げたような河川、それから池や湖、このようなところから農地、田畑のほうに灌漑用の水を引き込むため、そのような目的、それからその生活上の雨水排水、このようなものを流すために引っ張ってきている、人工的につくった水の流れ、これが水路でございます。それを踏まえた上でお聞きいただきたいんですけども、「河川管理条例」、これがあるのに適用を受ける河川等がないことについて私も疑問に思い、以前調べてみました。

昭和44年の4回の定例会において、芦屋町河川管理条例の制定についての議案が上がった際の議事録、これを確認しております。「県からの行政指導を受け、県の条例に従って芦屋町もつくった。」というのが発端でございました。また、当時の時代背景としまして全国的にも「大気汚染や水質汚濁といった公害問題」も背景にあったようでございます。このような中で「県の行政指導を受け、町の管理運営の中で公害の発生を防止しよう。」とするものでございました。しかし「条例を整備することで既に農業者等が水利権を得て使用している水路等が制約を受けることになったり、また、「池沼等においては個人のものもあり、そういうものまで自動的に管理条例で制約を受けることは問題がある。」と考えられていたようでございます。そこで「条例の適用対象となる河川として「町長が指定する池沼等と水路」を含むとする文言を挿入した」旨が書いてありました。当然、町として指定した水路等が適用対象となる訳でございますので、「それ以外の水路等が河川管理条例の適用を受けることにはならない。」との解釈をされております。工場ができ揚水したり排水したりするなど、農業と関係ない方が水を利用する場合は、この条例の規制を受けるよう当該水路等の指定を考えられておりました。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

調査をされたということであれば、それでまた、お伺いしますが、町内に315確認してある農業用水路に同じような事例が起きる可能性があると思われまます。町はその対策を考えておられますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

反問権よろしいですか。もうちょっと質問、お願いしてもよろしいでしょうか。

○議長 内海 猛年君

時間をとめてください。今、産業観光課長から反問権が出ましたので許可いたします。

それでは、産業観光課長お願いいたします。

○産業観光課長 浮田 光二君

申し訳ございません、今の質問もう一度お願いしてよろしいですか。すいませんよく分かりませんでした。申し訳ございません。（「聞こえづらかったかな。」と呼ぶ声あり）

○議長 内海 猛年君

どうぞ。はい、答えてください。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今回の農業用水路、用悪水路がですね、18年～19年前に埋められた——、無断でね。埋められた訳ですけど、今現在315の農業用水路がありますね。そのときに、また、無断で埋められたりしたときの対応として考えなければならないと思うんです。なかなか315も全町にあるわけですから、なかなか確認ができない。それで今、私は河川管理条例が適用されるものと今でもまだ思ってる訳ですけど、「できない。」と「ない。」と言うことであるならば、何らかの方策が必要ではないか——。

○議長 内海 猛年君

今、反問権に対する答弁がございました。執行部としてよろしいですか。反問権は、もう終わりですか。（「終わりでいいです。」と呼ぶ声あり）では、時間を戻してください。それでは、執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

確かに以前もお答えしたと思いますが、管理する用悪水路315筆ということでかなり多いという状況は分かっているところでございますが、まず産業観光課としまして今回の件もそうなん

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

ですが、事態の早期発見にまず努めたいと考えております。担当の農林水産係では農道や農業用水路、ため池など多くの町有地を管理しており、かなりの頻度です、町内を巡回をしております。その際です、パトロールも兼ねまして所管町有地の変化などにも注意を払っているところでございます。また、日頃より農道や農業用水路等の管理を行っていただいております各農事組合にも管理地域の状況に注視していただき、状況の変化等に気付いた場合は速やかに町へ報告をしていただくよう改めてお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。（「議長」と呼ぶ声あり）はい、都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

今後どうするのかという点で、私のほうからも答えさせていただきます。

無償譲渡された法定外公共物の管理について「法定外公共物の設置及び管理に関する条例」を制定してはどうかと、昨年12月議会で前課長のほうに宿題をいただいていたかと思いますが、それを受けて検討いたしました。そこで「これらの法定外公共物が公の施設に該当するか。」という観点から考察しましたところ、「該当すると考えるべきである。」という結論に達しました。すなわち公の施設とは住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設と言います。法定外公共物は現に河川等または道路の用に供されているものですから、公の施設の要件を具備するものであります。公の施設に該当する以上、その設置及び管理に関しては地方自治法第244条の2第1項により条例で定めることが必要になります。ただしです、全ての法定外公共物を持つ課がです、私どもとか産業観光課、それから環境住宅課にもありますし、財政課、ボートレース事業局、生涯学習課と様々あるんです。それをです、個別に設置規定を置くことは多大な労力を要する割にはその効果が余り期待できませんので、条例中に一般的な設置に関する規定を置けば足りるものと考えますので、一本、法定外公共物に関する設置及び管理条例を設置する、制定するという方法で考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

ぜひです、法定外公共物の条例に向けてです、大変でしょうけれども他町ではそういうことが行われてますんで検討していただきたいと思います。

さあ、最後になりましたが件名3、もう時間ありません。

件名3については町長、副町長の答弁、「民と民の問題を捉える根拠について」ということです

令和5年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

が、申し訳ありません。ちゃんと回答を準備されていたと思いますが、時間がありますので、次回に回したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。